

令和5年度 宮城支部事業計画進捗状況報告(KPI関連部分)

1. 基盤的保険者機能関係	1ページ
2. 戦略的保険者機能関係	4ページ
3. 組織・運営体制関係	10ページ

1. 基盤的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>(1) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、相談体制（受電体制及び窓口体制）の標準化を促進し、お客様満足度の向上を図る。 お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする（前年度：100%） ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.1%以上とする（前年度：96.4%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の進捗状況を共有し、経過日数、残件数を確認しサービススタンダードを遵守。 各種広報媒体を活用し、郵送による手続きを周知。相談体制について本部が示した基本モデルに沿った体制を構築し、窓口、電話相談に対応。 お客様満足度調査の結果、窓口について満足度100%達成。架電調査については、昨年度を上回ったものの全国的には下位となったため、支部内プロジェクトチームで課題を整理のうえ、電話対応の改善策に取組み中。 <p>■ KPI：①100%（11月末） 前年同期：100% ②96.27%（11月末） 前年同期：96.15%</p>
	<p>(2) 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立入検査を含む。）を行うとともに、保険給付適正化PT会議（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位かつ頻回、長期かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する（いわゆる「部位ころがし」）過剰受診の適正化を図るため、加入者への文書照会等を強化する。 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする（前年度：0.43%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査業務において標準化した業務プロセスを徹底。 併給調整対象者リストを作成し、進捗管理を行い、適正に併給調整を実施。 疑義案件が発生した際に保険給付適正化PT会議を実施。 多部位かつ頻回の申請を中心に加入者に対する文書照会を実施。 厚生局からの情報提供依頼に速やかに対応。不正疑義案件について厚生局へ情報提供を実施。 <p>■ KPI：0.48%（11月末） 前年同期：0.43%</p>

1. 基盤的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>(3) 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。 支払基金支部との打ち合わせを定期的に行い、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする（前年度：0.268%） （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする（前年度：5,429円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動点検マスタを毎月メンテナンスし、システムを活用した点検精度の向上を図っている。 点検員のスキルアップを図るため、毎月、面談や勉強会を実施。勉強会では、査定事例のディスカッションや事例を共有。 専門業者による医科のスキルアップ研修を開催し、最新の査定事例の共有や疑義事例の解消を図っている。 支部間差異の解消に向け、支払基金支部と疑義事例について協議を実施。 支払基金の審査支払新システムの進捗状況を定例会議や協議の場で把握し、内容点検業務で情報を共有。 <p>■ KPI：①0.330%（11月末）前年同期：0.252% ②5,524円（11月末）前年同期：5,179円</p>
	<p>(4) 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 保険証未返納の多い事業所データ等を活用し、当該事業所等に対して資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。 返納金債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする（前年度：92.38%） ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする（前年度：54.64%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保険証未返納者への文書による早期催告の実施。さらに未返納者に対して、電話催告を100%実施。 保険証未返納の多い事業所62社に対し、周知文書を作成し退職時の保険証添付を徹底するよう注意喚起を実施。 返納金に係る通知の際に保険者間調整の積極的な案内を行い、11月末までに303件（対前年同期比+63件）を受理。 返納金の納入に理解を示さない債務者には、弁護士名による文書催告や法的手続きを積極的に実施。 <p>■ KPI：①89.05%（11月末）前年同期：93.77% ②51.26%（11月末）前年同期：46.07%</p>

1. 基盤的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>(5) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.0%以上とする（前年度：93.8%）</p>	<ul style="list-style-type: none">・ マイナンバー情報から同居・別居等の情報を取り込んで資格再確認リストを事業所へ送付。・ 未提出事業所へは文書を送付し、提出勧奨を実施。・ 未送達事業所について所在地調査を実施し、送達を徹底。 <p>■ KPI：61.6%（11月末） 前年同期：62.1% ※提出期限未到来の提出率</p>

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組を着実に実施する。 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第4期特定健康診査等実施計画の策定と併せて、データ分析に基づく地域の特性に応じた第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 喫煙、運動習慣の対策について、宮城県及び関係団体等と連携しながら、支部加入者全体の健康意識の向上を図る。 <p>① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけること、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 生活習慣病予防健診について、一般健診及び付加健診等の自己負担を軽減するとともに、関係団体と連携した受診勧奨等の取組を行い、実施率の向上を図る。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応じていく。 事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。 職場健康づくり宣言事業所との連携を強化し、被保険者・被扶養者の健診受診率向上に向けた働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の中間評価を踏まえ、最終年度の取組の実効性を高めるために効果的な事業展開を実施。 取組の評価を行う際や次年度の取組を計画する際は、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを活用。 宮城県、仙台市と協同による受動喫煙防止宣言施設登録制度への登録勧奨を実施。（新規：8事業所、10施設） 職場健康づくりの未宣言事業所に勤めている喫煙者13,235人に、禁煙に取り組むための情報提供チラシを年代別に作成し送付。 協力連携企業から無料で提供いただいたWEB運動動画のQRコードを掲載したチラシを作成し配付。 <p>① 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診の委託契約先は64機関。4健診機関による電話・訪問勧奨、未受診者に対する個別勧奨などを実施し、事業者健診からの切替を図っている。アウトソースで新規適用事業所に対する健診案内を送付。 →健診受診者数増加（前年度比+1.1%、+2,178人） 事業者健診データ取得に向けて、労働局や宮城県との連名による勧奨通知を送付し、文書・電話勧奨を実施。 →共済組合への移行と生活習慣病予防健診への切替により 取得件数減少（前年度比-2.1%、-6,378人） 被扶養者に向けては、県内35自治体・健診機関等主催の集団健診、支部との個別契約先での個別健診など、様々な場で受診機会を提供。健診機関主催による「まちかど健診」を8会場で実施。一部の会場では特定保健指導の当日面接も実施。 →健診受診者数減少（前年度比-2.0%、-1,687人）

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者（40歳以上）（受診対象者：302,571人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 73.3%（実施見込者数：221,784人） ・事業者健診データ 取得率 8.2%（取得見込者数：24,811人） ● 被扶養者（受診対象者：81,868人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査受診率 36.9%（実施見込者数：30,209人） <p style="margin-top: 10px;">■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を73.3%以上とする（前年度：73.4%） ②事業者健診データ取得率を8.2%以上とする（前年度：6.9%） ③被扶養者の特定健診実施率を36.9%以上とする（前年度：34.4%）</p> <p>② 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の実施率の向上のため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく特定保健指導利用案内のパンフレットを活用するとともに、令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 ・ 健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内（未治療者への受診勧奨含む）について、他支部の先行事例を基に検討を行う。 ・ 特定保健指導の実施率が高い事業所における職場環境整備のための創意工夫に関する具体的な事例集を活用し、経年的未利用事業所等に対する働きかけを行う。 ・ 令和6年度から開始される第4期特定健康診査等実施計画において、腹囲2cm・体重2kg減を達成した場合には保健指導の介入量（支援回数や支援時間など）を問わずに特定保健指導を終了する等、成果が出たことを評価するアウトカム指標が導入されることから、本部が実施する研修に参加し、運用方法の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者（40歳以上） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診：受診者数 145,936人 ・事業者健診データ：取得者数 9,031人 ● 被扶養者 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査：受診者数 17,541人 <p style="margin-top: 10px;">■ KPI：①48.2%（10月末） 前年同期：47.1% ②3.0%（11月末） 前年同期：5.1% ③21.4%（11月末） 前年同期：23.4%</p> <p>② 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導利用機会の拡大に向けた各種取組を実施。すべての対象者に利用案内するため、アウトソースによる発送を積極的に活用。専門委託業者とも連携を強化。 →初回面接の実施率は前年度比+1.2%、件数は+715人。 ただし、評価件数は現状で前年度より減少（前年度比-0.5%、-198人） ・ 健診当日の初回面接を行うため、前年度と同様に8会場でまちかど健診を実施。 →実施件数は前年度並みに推移(前年度比-0.5%、-11人)

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的保険者機能関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。 ・ 本部が実施する協会保健師の育成プログラム（保健師キャリア育成課程）及び保健事業標準モデルの策定に協力して取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者（受診対象者：50,305人） ・ 特定保健指導実施率 37.1%（実施見込者数：18,663人） ● 被扶養者（受診対象者：2,840人） ・ 特定保健指導実施率18.5%（実施見込者数：525人） <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を37.1%以上とする （前年度：23.4%）</p> <p style="margin-left: 20px;">②被扶養者の特定保健指導の実施率を18.5%以上とする （前年度：10.3%）</p> <p>③ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未治療者の受診率の向上を図るため、令和4年度に作成した健診から保健指導・受診勧奨という一貫したコンセプトに基づく重症化予防対策のパンフレットを活用し、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 ・ 特定健診を受診した被扶養者等や事業者健診結果データを取得した者への受診勧奨拡大に向けた準備を行う。 ・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ● 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人 ● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業 勧奨実施予定人数 500人 <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする（前年度：9.6%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導：実施者数 6,889人 ● 被扶養者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導：実施者数 194人 <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：①13.7%（11月末） 前年同期：14.2% ②6.8%（11月末） 前年同期：7.3%</p> <p>③ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診受診者のうち血圧、血糖、脂質の値が高値にもかかわらず、医療機関を受診していない者を対象として、宮城県医師会と連携し、文書又は電話による受診勧奨を実施(勧奨件数：7,016件) ・ 生活習慣病予防健診受診者のうち生活習慣の改善により、重症化の予防が期待できる人工透析導入前段階の者に対して、委託による受診勧奨および医療機関と連携した6カ月間の保健指導を実施(実施件数：案内発送404名、電話勧奨25名、プログラム開始0名) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部による勧奨実施（一次勧奨）※令和5年11月末 一次勧奨発送件数：10,807件 ・ 支部による勧奨実施（二次勧奨）※令和5年11月末 二次勧奨発送件数：7,016件 <p style="margin-left: 20px;">■ KPI：9.64%（10月末） 前年同期：11.0%</p>

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的保険者機能関係	<p>④ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を目的として、新聞等への広告掲載や宮城県、関係機関・団体と連携した広報活動を行う。 ・ 令和4年度に実施した運輸業及び運送業に対するアンケート調査において、「健康経営を今後実践したい」と回答した事業所へ「職場健康づくり宣言」や「他事業所の取組事例」等の情報提供を行い、アンケート結果を効果的に活用する。 ・ 健診受診者における各健康リスク保有者割合が多い、建設業及び警備業については、業界団体と連携の上、事業主や従業員に対するアンケート調査を行い課題の把握を行う。 ・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、事業所ごとの健康状態を見える化した「事業所カルテ」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。 ・ 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>■ KPI：健康宣言事業所数を2,300事業所以上とする。 (前年度：2,356事業所)</p>	<p>④ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康経営優良法人認定事務局主催のセミナーに講師派遣。セミナー後の交流会にも参加し、健康づくり宣言をPR。 ・ 運輸運送業界アンケートに回答し、かつ健康経営に取り組む未宣言事業所に対して、事業所（健康度）カルテを活用した宣言勧奨文書を送付。 ・ 警備業協会と連携し、11月に警備業等の業態に対して事業主および従業員へアンケートを送付。 ・ 職場健康づくり宣言後1年ごとに「チェックシート」や「事業所カルテ」を送付。 ・ 産業保健総合支援センターと連携して、出前健康づくり講座のメニューにメンタルヘルス予防対策を加え、事業所に案内。 <p>■ KPI：2,455事業所（11月末） 前年同期：2,183事業所</p>
	<p>(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部作成の広報基本方針及び令和6年度広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。 ・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資料（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。 ・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 ・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.2%以上とする（前年度：54.9%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間広報計画を策定の上、各種媒体による広報を実施。 ・ 「更なる保健事業の充実」にかかる広報ポスターを63健診実施機関に配付。 ・ 新規適用事業所に勧奨文書を1,204件発送。被保険者数16～19人及び300人以上の事業所に勧奨文書を658件発送。 ・ 健康保険委嘱者数：6,131名（前年度末比+86名）（令和5年11月末時点） ・ 令和5年11月22日に健康保険委員表彰式を開催。 <p>■ KPI：55.13%（11月末） 前年同期：52.8%</p>

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。その際は、ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組やジェネリック医薬品の供給状況を注視しながら検討を行う。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。 東北厚生局と連携した取組を実施する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別の阻害要因について、宮城県、東北厚生局や保険者協議会等に情報提供する。その上で、使用割合が低い地域や年齢階級を対象に、保険者協議会等と連携の上、加入者に対する広報を行う。 <p>■ KPI：全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。※ 医科、DPC、歯科、調剤（前年度84.9%）</p>	<p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> 「ジェネリックカルテ」から阻害要因を分析。ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関、薬局及び地域を特定。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関、薬局あてに、機関毎のジェネリック医薬品の使用状況を記載した情報提供リーフレットを送付。送付する際、東北厚生局と連携し、使用促進に向けた協力依頼文書及び医薬品実績リスト周知用チラシを同封。 送付件数：医療機関（医療機関970件、薬剤部長（病院のみ）152件、薬局824件） <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者あてに、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額可能額通知を8月～9月に送付（送付件数：52,693件）。令和6年2月に2回目を送付予定。 <p>■ KPI：85.8%（8月末） 前年同期：84.0%</p>

2. 戦略的保険者機能関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
戦略的保険者機能関係	<p>(4) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</p> <p>① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>② 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>③ 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <p><上手な医療のかかり方に係る働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p><リフィル処方箋に係る情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度から導入された「リフィル処方箋」について、仕組みやメリットなどを加入者や事業主に対して情報提供を行う。 <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する（前年度：実施）</p>	<p>① 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療審議会、県内4区域全ての地域医療構想調整会議及び保険者協議会に参画し、第7次宮城県地域医療計画に掲げている数値目標が着実に推進されるよう意見発信。 <p>② 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県が提示する医療需要の将来推計、医療提供体制の現状等の分析データを活用し、今後不足することが想定される回復期病床機能への転換に向けて、エビデンスに基づく意見を発信。 →エビデンスに基づく意見発信：4/26・11/6地域医療構想会議（仙台）、5/9・10/31地域医療構想会議（石巻・登米・気仙沼）、5/15地域医療構想会議（仙南）、7/21・11/9地域医療構想会議（大崎・栗原） <p>③ 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <p><上手な医療のかかり方に係る働きかけ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度に実施した時間外受診発生者に対する通知事業の効果検証を5年度に実施。保険者協議会において、県民全体に対する積極的な広報を行うよう県に要望。 <p><リフィル処方箋に係る情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのように、どの程度加入者へ広報していくか、医療費適正化計画の策定にあたって保険者協議会で問題提起したが、議論は深まっていない。 ・ 支部独自で加入者向けに広報を実施。 <p>■ KPI：意見発信 地域医療構想調整会議における意見発信 5・7・11月 医療費適正化計画に対する意見発信（保険者協議会） 9・10月</p>

3. 組織体制の強化関係

	令和5年度事業計画	令和5年度実施状況
組織・運営体制関係	<p>(1) その他の取組 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする（前年度：16.7%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札11件実施。うち一者応札案件0件。 公告後に業者に対する周知を実施。十分な公告期間や履行期間を設定し、多くの業者が参加しやすい環境を整備。 <p>■ KPI：0%（11月末） 前年同期：20%</p>